

令和4年度報告書

令和5年3月

兵庫県規制改革推進会議

目次

はじめに	1
I 会議の開催状況	2
II 審議結果のまとめ	
1 審議結果の区分	3
2 審議件数等	3
III 令和4年度 兵庫県規制改革推進会議 審議結果	4
1 県・市町の条例等による規制に関する事項	
(1) キッチンカー営業許可の統一的運用	6
(2) 加古川市開発事業に係る道路占用基準の見直し	8
2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項	
(1) 道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可に係る更新手続の見直し	10
(2) 道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における 占用許可や工事等の許可申請等手続の電子化	12
(3) 自然公園区域、河川保全区域における制限行為許可申請手数料の見直し	13
(4) 安全運転管理者等講習のオンライン開催への見直し	15
(5) 土木設計業務等の成果品及び工事完成図書等の電子納品の見直し	17
3 国の法令等による規制に関する事項	
(1) 保安林内立木伐採許可等に係る手続の見直し	18
(参考資料)	
・ 令和3年度審議結果の対応状況	20
・ 兵庫県規制改革推進会議設置要綱	21

はじめに

兵庫県では、県及び市町の条例等による独自の規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応せず、地域活性化の支障となっている事例について、有識者と県・市町で議論し、その規制等のあり方を検討するため、平成30年5月に兵庫県規制改革推進会議が設置されました。

当会議は、行政法、都市計画、産業など、各分野の有識者6名の委員で構成されており、見直しが必要と考えられる支障事例を、県民、事業者、県内市町等から幅広く募集しています。

今年度は、食品関係営業許可の運用見直しや設計業務等における成果品の電子納品化など、事業者等の事務の効率化や省力化につながる8項目の提案について審議を行いました。

この報告書は、今年度、当会議で議論してきた規制改革項目の審議結果をとりまとめたものです。兵庫県をはじめ県内の市町に幅広く共有され、当会議の議論をきっかけに、顕在化する支障事例が1つでも多く解消されることを期待しています。

令和5年3月

兵庫県規制改革推進会議委員長 中川 丈久
(神戸大学大学院法学研究科教授)

I 会議の開催状況

回	開催日	議 題
第1回	令和4年11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県規制改革推進会議設置要綱について ・委員指摘事項についての報告 (太陽光発電所の設置に係る環境対策、テレワークの推進、自治体間データ連携の推進) ・県・市町の条例等による規制に関する事項 (キッチンカー営業許可の統一的運用等2項目) ・県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 (道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可に係る更新手続の見直し等5項目) ・国の法令等による規制に関する事項 (保安林内立木伐採許可等に係る手続の見直し)
第2回	令和5年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員指摘事項についての報告 (太陽光発電所の設置に係る環境対策) ・第1回会議で継続審議となった事項 (道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可に係る更新手続の見直し) ・令和4年度報告書(案)について

II 審議結果のまとめ

1 審議結果の区分

	見出し	意味
対応するもの	(1) 規制・手続の見直し	条例、規則等に規定されているルールに問題があると考えられるため、当該ルールそのものを改める必要がある。
	(2) 制度内容の明確化	支障の原因が制度内容の分かりにくさにあると考えられることから、当該制度の内容を明確にした上で、周知する必要がある。
	(3) 制度内容の周知	制度内容には問題はないが、県民や他の地方自治体が制度の存在を知らないことで支障が生じていると考えられるため、当該制度の周知を徹底する必要がある。
	(4) 国へ制度の見直しを要望	法令等に規定されているルールに問題があると考えられるため、国に対してルールの改正を求める必要がある。
	(5) その他	技術的な制約等により直ちに結論を得ることが困難であるため、今後継続的な検討等が必要である。
	(6) 現行の制度運用を維持	支障事例の基となるルールに当たったが、現行の制度内容やその運用に合理性があり、当該ルールを見直す必要性が認められない。

2 審議件数等

- ・ 提案件数 8件

区分	件数	比率
(1) 規制・手続の見直し	4	50.0%
(2) 制度内容の明確化	—	—
(3) 制度内容の周知	1	12.5%
(4) 国へ制度の見直しを要望	—	—
(5) その他	1	12.5%
(6) 現行の制度運用を維持	2	25.0%
計	8	100.0%

Ⅲ 令和4年度 兵庫県規制改革推進会議 審議結果

1 県・市町の条例等による規制に関する事項 2件

規制・手続の見直し：1件、制度内容の周知：1件

提案事項		審議結果
(1)	キッチンカー営業許可の統一的運用	【規制・手続の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> 関係自治体のいずれかで営業許可を取得すれば、県内全域で営業が可能となる「相互乗り入れ」の運用方法について厚生労働省に相談し、実現に向け関係自治体で協議を行う。
(2)	加古川市開発事業に係る道路占用基準の見直し	【制度内容の周知】 <ul style="list-style-type: none"> 道路幅員の確保の観点から、開発行為では、原則新設道路への電柱設置は認めていない。 ただし、歩道の植樹帯や通行上支障のないゼブラゾーンへの設置は認めており、引き続き相談や事前協議の際に周知を図っていく。

2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 5件

規制・手続の見直し：3件、その他：1件、現行の制度運用を維持：1件

提案事項		審議結果
(1)	道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可に係る更新手続の見直し	【規制・手続の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> 占有者と管理者双方の定期的な安全確認の機会確保の必要性等を踏まえると、更新手続の自動更新への変更は困難。 河川、砂防指定地、港湾関係の更新手続において、許可書の写しの提出を省略する方向で検討。 道路・河川・港湾関係の占用許可申請等について、兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)での受付を令和5年度中に実施すべく作業を進める。
(2)	道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可や工事等の許可申請等手続の電子化	【規制・手続の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)での受付を実施すべく、作業中である。 A3を超える大判図面については、別途紙で図面を提出いただくことを検討している。 砂防指定地の占用許可申請、制限行為許可申請については、受理権限を市町に移譲しているため、市町の電子化を促す。
(3)	自然公園区域、河川保全区域における制限行為許可申請手数料の見直し	【現行の制度運用を維持】 <ul style="list-style-type: none"> 当該手数料は、受益と負担の適正化を図り、自主財源を最大限確保するため、平成21年度から新たに設定したものである。 特定の者の利益のために行う事務については、申請者に応分の負担を求めることが適当であり、引き続き手数料を徴収するのが妥当。 手数料の納付方法については、令和5年度を目処に電子納付が可能となるよう検討中。

提案事項		審議結果
(4)	安全運転管理者等講習のオンライン開催への見直し	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該講習は、一度に受講する人数が多く、オンラインでの本人確認が困難である。重大事故の発生もあり、安全運転管理者本人の確実な受講を確認するため県独自でのオンライン講習は行っていない。 ・警察庁において講習のオンライン化の検討が進められており、その動きに合わせて取り組む予定である。
(5)	土木設計業務等の成果品及び工事完成図書等の電子納品の見直し	<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書のオンライン電子納品が可能となるよう、今年度、システム構築委託契約を締結し、事業者等への周知を踏まえ令和5年度上半期の運用開始を予定している。 ・土木設計業務等の成果品に関しても、令和6年度中の運用開始を目指している。

3 国の法令等による規制に関する事項 1件

現行の制度運用を維持：1件

提案事項		審議結果
(1)	保安林内立木伐採許可等に係る手続の見直し	<p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林の指定の目的等に応じて、伐採にあたり最低限守る必要のある「指定施業要件」が定められる。 ・保安林の機能を損なうことがないよう、申請者が指定の目的や指定施業要件を確実に把握していることを確認するため、項目の削除や省略をすることはできない。

1-(1) キッチンカー営業許可の統一的運用

根拠法令等	(国) 食品衛生法、(県) 食品衛生法基準条例																								
提案内容 (事務局)																									
<p>(1) 新型コロナウイルス感染拡大以降、テイクアウトニーズの拡大等により、自動車での食品の調理提供を行う移動店舗、いわゆる「キッチンカー」の需要が拡大している。</p> <p>(2) 食品衛生法上、<u>キッチンカーの施設基準</u>については、厚生労働省令で定める基準を参酌し、都道府県が条例で定めることとなっており、また、<u>営業を行う場合は、営業エリアを管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。以下同じ。)</u>の営業許可が必要となっている。</p> <p>(3) キッチンカーは自由に移動できることが特徴であるが、<u>県又は保健所設置市が管轄するエリアをまたいで営業する場合、営業エリアを管轄する県又は保健所設置市毎に営業許可を取得する必要がある</u>、<u>兵庫県全域で営業する場合は、県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市(以下「関係自治体」という。)</u>の営業許可を取得する必要がある。</p> <p>(4) 一方、<u>大阪府では、府内自治体で協議し、令和3年6月以降、府及び保健所設置市(9市)のいずれかでキッチンカーの営業許可を取得したものについては、大阪府全域で営業が可能</u>となっている。</p> <p>(5) キッチンカー事業者の手続の簡素化を図り、経済活動が行いやすい環境となるよう、キッチンカーの営業許可について、<u>関係自治体のいずれかで営業許可を取得すれば、兵庫県全域で営業が可能</u>となるような見直しを提案する。</p>																									
規制の状況																									
<p>(1) 制度の概要</p> <p>① 都道府県は、飲食店営業等の施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌し、条例で公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。[食品衛生法第 54 条]</p> <p>② 事業者は都道府県知事の許可を受けなければならない。[法第 55 条、76 条]</p> <p>③ 都道府県知事は許可に必要な条件を付けることができる。[法第 55 条、76 条]</p> <p>※キッチンカーの相互乗入れについて 都道府県等の間で、同水準の施設基準、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分等の取扱い等について調整がなされている場合は、主たる所在地の都道府県知事等のみが営業許可を行うこととする取扱いとして差し支えない。[厚生労働省通知 (R 元. 12. 27)]</p> <p>(2) 兵庫県、大阪府におけるキッチンカーの営業許可について</p>																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">兵庫県内の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保健所設置自治体</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">営業エリアを管轄する関係自治体毎に営業許可を取得する必要がある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">姫路市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">尼崎市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">明石市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西宮市</td> </tr> </tbody> </table>	兵庫県内の場合		保健所設置自治体	営業エリアを管轄する関係自治体毎に営業許可を取得する必要がある。	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">大阪府内の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保健所設置自治体</td> <td rowspan="10" style="text-align: center;">令和3年6月以降、いずれかの自治体で営業許可を取得すれば、大阪府全域で営業が可能(相互乗入れ)となっている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">堺市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">豊中市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">吹田市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高槻市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">枚方市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八尾市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">寝屋川市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東大阪市</td> </tr> </tbody> </table>	大阪府内の場合		保健所設置自治体	令和3年6月以降、いずれかの自治体で営業許可を取得すれば、大阪府全域で営業が可能(相互乗入れ)となっている。	大阪府	大阪市	堺市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	八尾市	寝屋川市	東大阪市
兵庫県内の場合																									
保健所設置自治体	営業エリアを管轄する関係自治体毎に営業許可を取得する必要がある。																								
県																									
神戸市																									
姫路市																									
尼崎市																									
明石市																									
西宮市																									
大阪府内の場合																									
保健所設置自治体	令和3年6月以降、いずれかの自治体で営業許可を取得すれば、大阪府全域で営業が可能(相互乗入れ)となっている。																								
大阪府																									
大阪市																									
堺市																									
豊中市																									
吹田市																									
高槻市																									
枚方市																									
八尾市																									
寝屋川市																									
東大阪市																									
<p>※全国では 28 都道府県で、相互乗り入れを実施している (令和 4 年 1 0 月 1 日現在)。</p>																									
条例等所管部局等の回答 (生活衛生課)																									
<p>【規制・手続の見直し】</p> <p>関係自治体のいずれかで営業許可を取得すれば、兵庫県全域で営業が可能となる、いわゆる「相互乗り入れ」について、その運用方法について厚生労働省に対して相談し、実現に向け関係自治体で協議を行う。</p> <p>《協議内容》</p> <p>① 関係自治体間でのキッチンカー営業許可に係る施設基準の標準的な運用の調整</p> <p>② 事業者の監視指導の方法、違反判明時の報告体制、行政処分の取扱い等について、適正な体制整備</p>																									

審議の結果等

規制・手続の見直し

回答方針のとおり、関係自治体のいずれかで営業許可を取得すれば、兵庫県全域で営業が可能となるよう、関係自治体で協議を行う。(現在協議中。令和5年度を目処に関係自治体との相互乗り入れ実施予定)

1-(2) 加古川市開発事業に係る道路占用基準の見直し

根拠法令等	加古川市開発事業の調整等に関する条例 加古川市開発事業の調整等に関する条例施行規則
提案内容（関西電力送配電株式会社）	
<p>(1) 加古川市では、「加古川市開発事業の調整等に関する条例」において、<u>都市計画法の許可を要する開発行為や、中高層建築物等の建築などを開発事業として定義し、開発事業の<u>手続や、開発事業を行うにあたり新設、改良が必要となる道路、公園、緑地などの公共公益施設の整備基準等を定めている。</u></u></p> <p>(2) 公共公益施設の具体的な整備基準は、「<u>同条例施行規則</u>」で定められているが、<u>道路の占有について、「道路内に電柱等を設けないこと。ただし、歩道の植樹帯その他通行上支障がないと市長が認めた場合にあっては、この限りではない。」と定められている。</u></p> <p>(3) しかしながら、加古川市では、同条例の対象となる開発事業のうち、<u>都市計画法の許可を要する開発行為の場合、大規模宅地開発等を行うディベロッパーが開発行為の許可を受ける条件として、運用上、電柱は道路ではなく民地内に設けることを一律に求められる。</u></p> <p>(4) このため、<u>都市計画法の開発行為の許可を受けた開発地の場合は、開発許可条件が優先され、通行上支障がない場合でも道路の占有が認められず、道路に電柱を設置することができない。</u></p> <p>(5) 当社には、ディベロッパーから住民へ家が引き渡されたのち間もなく、<u>住民から民地外への電柱移設を強く希望する申出があるが、開発地では道路への移設ができず対応に苦慮しており、また、電柱が民地内にあるため鳥の糞が敷地内に落ちることも多いため、住民の方にご迷惑をお掛けしている状態である。</u></p> <p>(6) 民地内から道路への電柱移設を希望する方も多いことや、<u>電柱移設作業の負担の軽減のため、都市計画法の開発行為の許可の条件について、「道路内に電柱等を設けないこと。ただし、歩道の植樹帯その他通行上支障がないと市長が認めた場合にあっては、この限りではない。」とするよう、ただし書きの付記を検討いただきたい。</u></p>	
規制の状況	
【加古川市開発事業の調整等に関する条例】	
概要	開発事業の手続や、開発事業を行うに当たり新設、改良必要とする公共公益施設（道路、公園、緑地など）の整備基準等を規定している。
対象事業	<p>次の事業を「開発事業」として定義し、条例の対象としている。</p> <p>①特定建築事業（条例第2条第2号） ア. 敷地面積1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物の新築 イ. 高さが31m以下（住居系地域にあっては、20m以下）の中高層建築物 など</p> <p>②特定開発事業（条例第2条第3号） ア. 都市計画法第29条第1項の規定により許可を要する開発行為^(※1)で、開発区域の面積が10,000㎡未満のもの（開発区域の面積が1,000㎡未満の一戸建て住宅に係るものを除く） イ. 敷地面積3,000㎡以上10,000㎡未満の建築物の新築 など</p> <p>③大規模特定開発事業（条例第2条第4号） ア. 都市計画法第29条第1項の規定により許可を要する開発行為^(※1)で、開発区域の面積が10,000㎡以上のもの イ. 敷地面積10,000㎡以上の建築物の新築 など</p>
<p>【提案内容】</p> <p>開発地の場合、都市計画法の開発許可を受ける条件として、<u>電柱は道路ではなく民地内に設けることを一律に求められる。</u></p> <p>※開発地以外であれば通行上支障がない場合は、道路への電柱の設置が可能であるが、開発地の場合は道路への電柱の設置ができない。</p>	
【同条例施行規則】	
道路占有に関する規定	規則別表第1(第10条関係)6 占有 <u>道路内に電柱等を設けないこと。ただし、歩道の植樹帯その他の通行上支障がないと市長が認めた場所にあつては、この限りでない。</u>
<p>(※1)「開発行為とは」、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう</p>	

【制度内容の周知】

- (1) 道路幅員の確保の観点から、本市では、都市計画法に基づく開発行為については、原則として新設道路内への電柱設置は認めないこととしている。ただし、歩道の植樹帯、通行上支障がないゼブラゾーンなどには設置を認めており、引き続き開発許可の相談や事前協議などの際に周知を図っていく。
- (2) また、開発後に道路敷地を市に移管した場合は、設置者が周辺（当該路線）住民の同意を得た上で、占用許可申請に基づき、道路法施行令第11条及び第11条の2に規定する基準に該当する場合で個別に道路の状況等を勘案し、占用の可否を判断することとなる。

審議の結果等

制度内容の周知

回答方針のとおり、現行の制度内容の周知を図る。

2-(1) 道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可に係る更新手続の見直し

根拠法令等	[道路]:(国)道路法、(国)道路法施行規則、(県)道路占用規則 [河川]:(国)河川法、(国)河川法施行規則、(国)河川敷地占用許可準則、(県)河川管理規則 [砂防指定地]:(県)砂防指定地管理条例、(県)砂防指定地管理規則 [港湾]:(国)港湾法、(県)港湾区域等における占用等に関する規則 等
提案内容 (大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部)	
(1) 県が管理する道路、河川、砂防指定地、港湾において、 <u>工作物を設置する場合など、継続して土地を占有する場合は、知事の許可を受ける必要がある。</u> (2) また、 <u>占用の許可期間満了後も引き続き占有する場合は、許可の更新手続が必要である。</u> (3) 当社では、ガス管の敷設等のため、多数の占有許可を受けているが、許可の更新に係る申請件数が非常に多く(年平均 240 件)、人的、時間的に負担となっている。 (4) 一方、 <u>占有許可が必要ない県有地を占有する場合は、県と土地賃貸借契約を締結しているが、期間満了後の取り扱いとして「占有内容に変更のない場合は、1 年ごとの自動更新とする」となっている契約書もある。</u> (5) ガス管は一旦敷設すると、地中の埋設環境にもよるが、耐用年数が 20～30 年近くあり、恒久的な地中占有物である。また、道路の場合、 <u>現道の道路環境も整備されており、道路地形が変更となることは殆どないと考える。</u> (6) このため、 <u>道路、河川、砂防指定地、港湾の占有許可についても、土地賃貸借契約書と同様に、地形や占有内容に変更のない場合は1年ごとの自動更新とするなど、手続の簡素化を検討いただきたい。</u>	
規制の状況	

○占有許可の更新手続に必要な書類、占有期間について

区分	道路	河川	砂防指定地	港湾	
				港湾施設	港湾区域等
必要書類	・道路占用許可申請書 [(県)道路占用規則第6条]	・許可申請書 ・位置図 ・平面図 ・許可書の写し ・その他 [河川法施行規則第12条]	・占有許可更新申請書 ・位置図 ・平面図 ・許可書の写し ・その他 [(県)砂防指定地管理規則第5条]	・工作物設置等許可申請書 ・位置図 ・平面図 ・許可書の写し ・その他 [(県)港湾管理条例施行規則第4条第2項]	・継続許可申請書 ・位置図 ・平面図 ・許可書の写し ・その他 [(県)港湾区域等における占有等に関する規則第3条]
占有期間	・水管、下水道管、ガス管、電線・電柱等は <u>10年以内</u> ・その他のものについては、 <u>5年以内</u> [(国)道路法施行令第9条]	・水管、下水道管、ガス管、電線・電柱等は <u>10年以内</u> ・その他のものについては、 <u>5年以内</u> [(国)河川敷地占用許可準則第12]	<u>10年以内</u> [(県)砂防指定地管理規則第5条]	<u>10年以内</u> [(県)港湾施設管理条例第11条]	<u>10年以内</u> [(県)港湾区域等における占有等に関する規則第2条]

○更新手続の必要性等の整理

1. 占用制度について

- (1) 道路、河川、砂防指定地、港湾の占用は、管理権者が特別の使用権を設定(特許使用)して公物の排他的利用を認める行政処分である。また、本来の目的を阻害しない範囲で認められる二次的、副次的なものであり、他に余地がなくやむを得ない場合に限り認められるもので、土地の賃貸借契約とは異なるものである。よって、占用許可に際しても、占有者には施設本来の目的を阻害しないよう適切な維持管理が求められる。

2. 更新手続の必要性について

- (1) 占用施設は、設置から占用更新までの最長 10 年の間に、①適切な管理が行われない場合に劣化や破損が生じる、②洪水等による地形の変化により占用位置として不適格となることがある。このような施設は、堤防等の弱体化や道路等の損傷などを引き起こす可能性や、災害や事故発生時の緊急対応の支障となる恐れがある。

[自動更新導入の可否]

- (2) 占用許可を自動更新とすると、占有者と管理者双方での安全確認ができなくなる。現行の更新手続では、①現状に対する占有者と管理者の認識を合わせ、双方で適正な安全確認が可能であり、②管理者から指摘を受け、是正を行って変更手続を取るものも一定数存在している。現状では、こうした双方が確認するという仕組みがうまく働いているといえる。

そのため、公共施設の本来機能を果たすためには、定期的な自己点検に加え、許可更新手続きは必要であり、占用更新手続を自動更新とすることは適切ではない。

なお、電線、ガス管、水道管等で更新頻度が 10 年と設定されていることは、県民の安全確保と占有者の利便性を考慮した適正な期間設定と考えている。

3. 更新時の確認事項について

- (1) 新規申請時は、公共施設本来としての目的を踏まえた基準に照らし、管理上・安全上・今後の計画への支障の有無などを確認し、他に余地がなくやむを得ない場合かなどを審査し、許可の判断を行っている。
- (2) 更新申請時についても各管理施設が公共施設としての本来の目的を発揮できるように、10 年間の現地状況の変化を踏まえた上で、国の準則等に基づき改めて支障の有無などを審査している。その際、現在の許可内容と変更がない場合は、新規申請時から大幅に添付書類を削減し、更新申請書のほか、平面図や現況写真などに限定している。

[対応方針:(一部)規制・手続きの見直し]

- (1) 最長で 10 年に1度の更新による、定期的な占有者と管理者双方の安全確認の機会を確保することの必要性等を踏まえると、提案で例示された自動更新への手続きの変更は困難である。
- (2) 但し、提案者の事務手続の負担軽減、利便性向上に向けた次の取組を行うこととする。
- ① 河川、砂防指定地、港湾関係の更新手続において、許可書の写しの提出を省略する方向で検討する。
 - ② 道路・河川・港湾の占有許可申請等について、兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)での受付を R5 年度中に実施すべく作業を進める。

※なお、砂防指定地の占有許可申請は、受理権限が市町にあるため、市町の電子化を促す。

審議等の結果

(一部) 規制・手続きの見直し

回答方針のとおり、①河川、砂防指定地、港湾関係の更新手続における許可書の写しの提出を省略する方向で検討するとともに、②道路・河川・港湾関係の占有許可申請等において e-ひょうごでの受付に向け作業を進める。

2-(2) 道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可や工事等の許可申請等手続の電子化

根拠法令等	[道路]:(国)道路法、(国)道路法施行規則、(県)道路占用規則 [河川]:(国)河川法、(国)河川法施行規則、(県)河川管理規則 [砂防指定地]:(県)砂防指定地管理条例、(県)砂防指定地管理規則 [港湾]:(県)港湾施設管理条例 (県)港湾施設管理条例施行規則 等
-------	---

提案内容 (関西電力送配電株式会社)

- (1) 道路、河川、砂防指定地、港湾において、工作物等を設置する場合は、占用の許可申請や工事の許可申請、工事の着手・完成届など各種手続が必要である。
- (2) しかし、県のこれらの手続は、電子申請ができず紙による郵送が必要となっている。
- (3) 当社では、これら手続の提出案件が多いため、申請書類の作成、郵送等に時間を要しており、また、政府の方針に従いテレワークを推進しているが、紙の提出書類を作成するために出社せざるを得ない状況である。
- (4) 申請手続の省力化や時間短縮による工事施工の円滑化、さらには在宅ワークの促進に向け、上記手続について電子申請を可能とするよう検討いただきたい。

規制の状況

○道路、河川、砂防指定地、港湾において工作物を設置する際に必要な主な手続

区分	道路	河川	砂防指定地	港湾	
				港湾施設	港湾区域等
占用許可	道路占用許可申請 【根拠規定】 ・(国)道路法第32条 ・(国)道路法施行規則4条の3 ・(県)道路占用規則第2条	土地の占用の許可申請 【根拠規定】 ・(国)河川法第24条 ・(国)河川法施行規則第12条 ・(県)河川管理規則第3条	砂防設備占用許可申請 【根拠規定】 ・(県)砂防指定地管理条例第5条 ・(県)砂防指定地管理規則第3条	工作物設置等許可申請 【根拠規定】 ・(県)港湾施設管理条例第4条 ・(県)港湾施設管理条例施行規則第4条	港湾水域(公共空地) 占用許可申請 【根拠規定】 ・(国)港湾法第37条1項 ・(県)港湾区域等における占用等に関する規則第3条
工事等の許可	道路工事の承認 【根拠規定】 ・(国)道路法第24条	工作物の新築等の許可申請 【根拠規定】 ・(国)河川法第26条第一項 ・(国)河川法施行規則第15条 ・(県)河川管理規則第3条	砂防指定地内制限行為許可申請 【根拠規定】 ・(県)砂防指定地管理条例第4条 ・(県)砂防指定地管理規則第3条	工事許可申請 【根拠規定】 ・(県)港湾施設管理条例第4条 ・(県)港湾施設管理条例施行規則第5条	-
着手完了届	工事着手等届出 【根拠規定】 ・(県)道路占用規則第8条	工事等の着手及び完了届 【根拠規定】 ・(県)河川管理規則第5条	砂防指定地内制限行為着手等届 【根拠規定】 ・(県)砂防指定地管理規則第7条	工事着手等届 【根拠規定】 ・(県)港湾施設管理条例施行規則第17条	工事着手等届 【根拠規定】 ・(県)港湾区域等における占用等に関する規則第9条

※上記手続について、現在、電子申請は出来ず、紙による申請が必要になっている。

条例等所管部局等の回答(道路保全課、河川整備課、砂防課、港湾課)

【規制・手続の見直し】

- (1) 現在、道路、河川、港湾の占用許可申請等について、兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)での受付を実施すべく作業中である。なお、砂防指定地の占用許可申請及び制限行為許可申請は、受理権限が市町にあるため、市町の電子化を促す。

《電子化運用時に想定される課題》

- ・受付は電子化できるが、受付後の図面等の確認は、画面の小さい現在のパソコンでは対応できないため、印刷が必要になる。A3を超える大判の図面はプリンターで印刷できないため、占用者から別途、紙図面を提出いただくことになると考えている。

審議の結果等

規制・手続の見直し

回答方針のとおり、兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)での令和5年度早期の受付開始に向けて作業を行う。

2-(3) 自然公園区域、河川保全区域における制限行為許可申請手数料の見直し

根拠法令等	(県)使用料および手数料徴収条例、(県)兵庫県立自然公園条例		
提案内容 (関西電力送配電株式会社)			
<p>(1) <u>自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)内の特別地域等^{※1}</u>において、<u>工作物の新築・改築や木竹の伐採等の自然環境に影響を及ぼすような行為をしようとする場合、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園及び県立自然公園にあっては知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(2) <u>また、河川保全区域^{※2}</u>において、<u>工作物の新築・改築、土地の掘削等の河川管理施設等(河岸・堤防・護岸など)に影響を及ぼすような行為をしようとする場合、河川管理者の許可を受けなければならない。</u></p>			
<p>(※1)特別地域等 } 自然公園の区域で風致景観を保護する必要がある場合、その必要性の度合いに応じて特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域に指定することができる。国立公園は環境大臣が、国定公園、県立自然公園は知事が指定する。(特別保護地区の指定は国立公園、国定公園のみ。)</p> <p>(※2)河川保全区域 } 河岸又は河川管理施設の保全のため必要な場合、河川区域に隣接する一定の土地を河川保全区域として河川管理者が指定することができる。</p>			
<p>(3) <u>上記許可申請について、兵庫県では「使用料及び手数料徴収条例」及び「兵庫県立自然公園条例」に定められた手数料の納付が必要である一方、国や他の都道府県では無料となっている。</u></p> <p>(4) <u>また、県の手数料の中には電子納付が可能な手数料もあるが、上記許可申請手数料は県収入証紙による納付に限定されており、申請の都度、収入証紙売りさばき所で県証紙を購入し添付している。</u></p> <p>(5) <u>収入証紙購入の手間やコストがかかっており、国や他の都道府県では許可申請の手数料が無料であることを踏まえ、兵庫県においても上記許可申請に係る手数料の廃止を検討いただきたい。</u></p>			
規制の状況			
○自然公園の特別地域等における制限行為許可及び申請手数料について			
区分	国立公園 (国指定、国管理)	国定公園 (国指定、県管理)	県立自然公園 (県指定、県管理)
許可権者	大臣	知事	知事
許可申請 手数料	国：徴収していない	兵庫県：7,100円 [根拠規定：使用料及び手数料徴収条例]	兵庫県：7,100円 [根拠規定：兵庫県立自然公園条例]
<p>※但し、自己居住用及び農林水産業に係る行為は、行為者の日常生活の維持及び農林漁業の振興を図る観点から免除。</p>			
○河川保全区域の制限行為許可及び申請手数料について			
区分	国管理河川	県管理河川	
許可権者	大臣	知事	
許可申請 手数料	国：徴収していない	兵庫県：2,500～5,700円 [根拠規定：使用料及び手数料徴収条例]	
<p>※但し、自己居住用及び農林水産業に係る行為は、行為者の日常生活の維持及び農林漁業の振興を図る観点から免除。</p>			
条例等所管部局等の回答 (自然・鳥獣共生課、河川整備課)			
【現行の制度運用を維持】			
<p>(1) 県では平成20年度、厳しい財政状況を踏まえ、受益と負担の適正化を図り、自主財源を最大限確保するため、手数料について総点検を実施した。その結果、平成21年度から新たに74件の従来手数料を徴収しなかった既存事務手続の手数料を設定しており、両手数料は、この見直しの一環で設定したものである。</p> <p>(2) 自然公園での許可申請の内容としては、山岳地における無線基地局新築の割合が増加しており、河川保全区域での許可申請は、電気・ガス等事業者による電柱や電力管・ガス管の設置や、住宅分譲事業者による住宅の建設などがあげられる。</p>			

・国や他の都道府県では徴収していない。
・兵庫県は有料で、県収入証紙による納付が必要

- (3) このような特定の者の利益のために行う事務については、申請者に応分の負担を求めることが適当であるため、国や他都道府県では徴収していないが、県としては現行の制度運用を維持し、引き続き手数料を徴収することが妥当と考える。なお、自己居住のため営利目的ではない行為などについては、これまでから手数料を免除し日常生活等への影響に配慮している。
- (4) 手数料については、従来からその事務手続きにかかる経費等を勘案して設定・見直しをしており、今後とも状況の変化等必要に応じて、検討していく。
- (5) 一方、手数料の納付方法については、現在、県収入証紙による納付に限っていることから、申請者の利便性向上に向け、令和5年度を目途に電子納付を可能となるよう検討を進めている。

審議の結果等

現行の制度運用を維持

回答方針のとおり、現行の制度運用を維持する。

なお、手数料の電子納付についてはR 5. 4月より可能となる予定である。

- (3) 一方、現在、警察庁において講習のオンライン化に向けた検討が行われており（警察庁は、令和4年度に9都道府県警察において実証実験を予定していたが中止。しかし、警察庁によるオンライン講習への検討は継続）、今後検討が進めば、警察庁からオンライン講習での確実な受講の担保に必要な資機材等が示されることから、本県としても警察庁の動きにあわせてオンライン化に取り組む予定である。
- (4) このほか、オンライン講習の実施に向けては、講習受講時に会場で行っている、講習受講料の納付（県収入証紙による納付）、教材や受講後の受講証明書の配付をどのように行うかなどの課題があるが、オンライン化に向けて、これらについても対応を検討していく。

審議の結果等

その他

回答方針のとおり、今後の警察庁の動きに合わせてオンライン化に取り組む。

(参考) 県が実施する県民や事業者等に受講を義務づけている講習、研修等のオンライン化の状況

県が実施する県民や事業者等に受講を義務づけている講習、研修等のうち、既に15の講習や研修等はオンラインによる受講が可能となっているほか、現在、安全運転管理者等講習を含め5つの講習、研修等でオンライン化に向けた検討を行っている。

一方、講習、研修等のカリキュラムの中で、「実技指導」「試験や効果測定」「グループワーク」等を行うものは直ちにオンライン化は困難なため、引き続き対面のみで実施する予定である。

区分	講習等の数
既にオンラインによる受講が可能なもの	15
今後、オンライン化に取り組むもの	5
直ちにオンライン化が困難なため、引き続き対面のみの実施とするもの	22
実技指導等を行うため対面実施が必要なもの	9
講習に合わせ試験や効果測定等を実施するため対面実施が必要なもの	8
グループワーク等を行うため対面実施が必要なもの	5
計	42

2-(5) 土木設計業務等の成果品及び工事完成図書等の電子納品の見直し

根拠法令等	(県)土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案) (県)工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)
提案内容 (事務局)	
<p>(1) 県の土木設計委託業務や工事請負業務等の完了時に、受注者は、完成図面や工事写真等の最終成果物を、電子データで納品する必要があるが、<u>提出方法について、電子媒体(CD-R もしくは DVD-R)に納めて提出することとなっている。</u></p> <p>(2) CD-R 等電子媒体でのデータの納品は、ディスクの購入、電子データの格納のほか、<u>ディスク本体及びプラスチックケースへの工事名称等のラベルの貼付、提出のための郵送等も必要</u>であり、近年、普及しているインターネットを介したデータのやりとりに比べ、<u>受注者に手間が生じるものである。</u></p> <p>(3) また、CD-R 等電子媒体のデータは、ディスクから共有サーバーにデータをコピーする必要があるなど、<u>県にとっても手間が生じる。</u></p> <p>(4) 事業者の負担の軽減、県職員の事務の効率化等を図る観点から、土木設計委託業務や工事請負業務等における電子データの納品について、<u>インターネットを介し電子データを納品する「オンライン電子納品」を導入することについて提案する。</u></p>	
規制の状況	
<p>○土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案) (抜粋)</p> <p>(1) 電子納品における成果の提出にあたっては、電子媒体(CD-R もしくは DVD-R)に納めた電子データを1部提出</p> <p>(2) 電子媒体には、以下のような情報を印刷する</p> <p>①TECRIS 登録番号、起工番号 ②業務名称、業務箇所地名 ③作成年月 ④発注者名、受注者名</p> <p>⑤何枚目/総枚数 ⑥ウイルスチェックに関する情報 ⑦フォーマット形式</p> <p>(3) 電子媒体を収納するプラスチックケースのラベルの背表紙には、「工事年度」、「工事名称」を記入する。</p> <div data-bbox="371 1039 1469 1400" style="text-align: center;"> <p>【CD-Rによる電子納品のイメージ】</p> </div>	
条例等所管部局等の回答(契約管理課)	
<p>【規制・手続の見直し】</p> <p>(1) 提案内容については、既に<u>工事完成図書のオンライン電子納品を可能とすべく令和4年4月にシステム構築委託の契約を締結し鋭意進めている。</u></p> <p>(2) なお、システム構築に伴い、事業者や職員へ新たな運用指針(案)の周知が必要なことから、<u>令和5年度上半期の運用開始を予定している。</u>また、<u>設計業務については、令和6年度中の運用を目指している。</u></p>	
審議の結果等	
<p>規制・手続の見直し</p> <p>回答方針のとおり、工事完成図書及び設計業務の成果品の電子納品が可能となるよう作業を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書 : 運用指針を改正し、オンライン電子納品の運用開始(令和5年9月見込) ・土木設計業務等 : 令和5年度にシステム構築し、令和6年度よりオンライン電子納品の運用開始(見込) 	

3-(1) 保安林内立木伐採許可等に係る手続の見直し

根拠法令等	(国)農林水産省告示第 362 号																																																									
提案内容（関西電力送配電株式会社）																																																										
<p>(1) 森林法において、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の<u>公益的機能の発揮が特に求められる森林は、農林水産大臣又は都道府県知事が保安林として指定することができる</u>と定められている。</p> <p>(2) また、<u>保安林に指定された森林は、その公益的機能を守るために伐採や開発等が制限されており、立木の伐採や土地の形質の変更等の作業を行う場合は知事の許可や届出が必要となっている。</u></p> <p>(3) <u>許可申請等の様式は、農林水産省告示で規定されているが、様式に「保安林の指定の目的」の欄がある。</u></p> <p>(4) 許可申請等の書類を作成するにあたり、保安林に指定されている場所かどうかは、地積調査で知りうる場合もあるが*、<u>「保安林の指定の目的」は県に照会して確認しなければ分からないため、申請等に時間を要している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※保安林は地番ごとに指定され、不動産登記簿の地目が「保安林」として登記される。しかし、地番の一部のみが保安林に指定されている場合等は、地目が「山林」等そのままになっているため、地籍調査だけで保安林かどうかを判断することが出来ない。この場合は、「保安林有無照会調査票」にて県への照会が必要となる。</p> </div> <p>(5) <u>「保安林の指定の目的」は、伐採工事等を行う事業者にとって必要ない情報であり、かつ県が把握している情報であることから、「保安林有無照会調査票」の照会業務にかかる事業者の負担軽減のため、許可申請等の様式から「保安林の指定の目的」の削除または記載の省略を可能とするよう検討いただきたい。</u></p>																																																										
規制の状況																																																										
<p>(1) 保安林の種類（目的） 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、飛砂防備保安林、風致保安林などその目的により 17 種類存在。</p> <p>(2) 保安林の指定・解除の権限者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">所有区分</th> <th style="width:30%;">保安林の種類（目的）</th> <th style="width:20%;">流域区分</th> <th style="width:40%;">指定・解除の権限者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国有林</td> <td>全ての保安林</td> <td>全流域</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">農林水産大臣</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">民有林</td> <td>水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林</td> <td>重要流域*内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">その他の保安林</td> <td>重要流域外</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">都道府県知事</td> </tr> <tr> <td>全流域</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 200px;">農林水産大臣は、保安林の指定・解除する場合は、その保安林の所在場所、目的等に関係都道府県知事に通知</p> <p>(※)2 以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定したもの</p> <p>(3) 保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書（抜粋）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>兵庫県知事 ○○ ○○ 様</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所 申請者 氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 電話番号 () - 電子メール</p> <p>次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項（第44条において準用する同法第34条第1項）の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="7" style="background-color: #f0f0f0;">保安林（保安施設地区）の指定の目的</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">森林の所在場所</th> <th style="width:10%;">森林所有者</th> <th style="width:10%;">伐採の方法</th> <th style="width:10%;">伐採する立木の樹種及び年齢</th> <th style="width:10%;">伐採面積及び伐採立木材積</th> <th style="width:10%;">伐採の期間</th> <th style="width:10%;">森林経営計画の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 町 村</td> <td>大字 地番</td> <td>住所 氏名又は名称</td> <td></td> <td style="text-align: center;">ha (m³)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> </div>		所有区分	保安林の種類（目的）	流域区分	指定・解除の権限者	国有林	全ての保安林	全流域	農林水産大臣	民有林	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	重要流域*内	その他の保安林	重要流域外	都道府県知事	全流域	保安林（保安施設地区）の指定の目的							森林の所在場所	森林所有者	伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	伐採の期間	森林経営計画の有無	市 町 村	大字 地番	住所 氏名又は名称		ha (m ³)																							
所有区分	保安林の種類（目的）	流域区分	指定・解除の権限者																																																							
国有林	全ての保安林	全流域	農林水産大臣																																																							
民有林	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	重要流域*内																																																								
	その他の保安林	重要流域外	都道府県知事																																																							
		全流域																																																								
保安林（保安施設地区）の指定の目的																																																										
森林の所在場所	森林所有者	伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	伐採の期間	森林経営計画の有無																																																				
市 町 村	大字 地番	住所 氏名又は名称		ha (m ³)																																																						

【現行の制度運用を維持】

- (1) 保安林に指定されると、その森林が保安林としての働きを果たすために、必要最低限守らなければならない森林の取り扱い方法「指定施業要件」が定められる。指定施業要件では、保安林の指定の目的や個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種を定めている。
- (2) このため立木の伐採の場合は、指定施業要件に適合した方法で行う必要がある。また、作業道や作業小屋の設置など土地の形質の変更を行う場合は、その行為が保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないようにしなければならない。
- (3) 過度な伐採等により保安林が果たすべき機能を損なうことがないように、許可申請や届出時において、事業者が保安林の指定の目的や指定施業要件を把握したうえで作業計画を作成することは必要と考える。また、申請者が確実に「保安林の指定の目的」を把握していることを確認するためにも、申請書等の様式の「保安林の指定の目的」の記載欄について、削除または記載の省略をすることはできない。
- (4) なお、保安林の指定の目的を把握するためには、ご提案内容に記載のとおり、県へ「保安林有無照会調査票」による照会が必要であるが、調査票の提出方法については、これまでから、郵送だけでなくメールやFAXでも受付を行い、事業者等の利便性を確保している。

審議等の結果

現行の制度運用を維持

回答方針のとおり、現行の制度運用を維持する。

令和3年度審議結果の対応状況

(1) 県・市町の条例等による規制に関する事項

	審議項目	審議結果	対応状況
1	福祉のまちづくり条例の適用を受ける工場の規模要件の見直し	規制・手続の見直し (工場の自動化された作業場部分は床面積に算入しないよう運用を改善する)	対応済み ・「福祉のまちづくり条例逐条解説」を修正済み(R4. 4月)

兵庫県規制改革推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制等のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるることができる。

(専門委員)

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

(会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画部総合企画局広域調整課に置く。

- 2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

氏名	所属・役職
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
三輪 康一	神戸大学名誉教授
三原 修二	兵庫県経営者協会会長
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員

別表 2 (第 5 条関係)

氏名	所属・役職
片山 安孝	兵庫県副知事
門 康彦	兵庫県市長会会長
庵途 典章	兵庫県町村会会長